労基署パトロールをうけて

8月26日徳山労働基準監督署　地方労働衛生専門官　松浦　浩毅氏のパトロールを受け、安全衛生指導書をもらいました。（別紙）

◎指導内容

1.は安全帯を使用すること。（鉄骨鳶が跨ぎ仕事時、安全帯を使用していなかった）

2.は安全帯を使用する親綱を設置すること。（スパン2.45ｍのところに親綱が無かった）

3.は足場を使用する場合は安全帯を着用すること。（南面足場で設備工が未着用だった）

4.はチェンブロの不良品があった。

指導後の雑談で話題になったことを知らせます。

◎足場の積載荷重について

　足場の積載荷重は布板の積載荷重によって決まります

　鋼製布板幅500は250㎏/スパン

　鋼製布板幅240は120㎏/スパン

　よって

W1200の枠組み足場の場合は250+250＝500㎏/スパン以下

W900の枠組み足場の場合は250+120＝370㎏/スパン以下

W600の枠組み足場の場合は250㎏/スパン以下

となります。

足場板の場合は110㎏/スパン（1.8ｍ）以下

ブラケット足場の場合はブラケットの積載荷重150㎏/スパンが最大です

積載荷重が違う足場が混在する場合は、それぞれに積載荷重の表示が必要です

設置届の組立図に記入すること

◎型枠支保工について

　別紙条文に「組立図を作成し・・・」と記載されています。「高さに関係なく組立図は作成しなければならない」ということです。

　したがって3.5ｍを超えて設置届を出す場合は、3.5ｍ超以外の部分の組立図も必要です。という松浦氏の解釈です。

※徳山管轄で現場がある場合は注意してください

早川